

滋賀県部制条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県基本構想の実現に向けて、部局横断による総合的な企画・調整機能の強化ならびに文化およびスポーツの一層の振興を図るとともに、広報および防災危機管理について知事のトップマネジメントにより機動的に対応する体制の整備を行うため、滋賀県部制条例（昭和 30 年滋賀県条例第 30 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 題名を滋賀県部等設置条例に改めることとします。
- (2) 知事の権限に属する事務を分掌させるため知事公室を置くとともに、総合政策部および県民生活部を再編し、新たに総合企画部および文化スポーツ部を置くこととします。（第 1 条関係）
- (3) 当該再編に伴い、知事公室、総合企画部および文化スポーツ部の分掌事務を定めることとします。（第 2 条関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ 関係条例について、所要の改正を行うこととします。

平成31年度 部の再編について

【現 行】（8部）

【改正後】（知事公室および8部）

知 事 公 室

秘書課
 広報課
 防災危機管理局
 （地震・危機管理室）
 （原子力防災室）

【ねらい】

戦略的な広報、防災危機管理業務について、知事のトップダウンによりスピード感、柔軟性、機動性を高める。

総 合 政 策 部

秘書課 → 知事公室
 広報課 → 知事公室
 企画調整課 → 総合企画部
 防災危機管理局 → 知事公室

総 合 企 画 部

企画調整課
 （広域連携推進室）
 （新駅問題・特定プロジェクト対策室）
 県民活動生活課
 （県民活動・協働推進室）
 （県民情報室）
 エネルギー政策課
 人権施策推進課
 情報政策課
 （IT企画室）
 統計課

【ねらい】

次期基本構想、行政経営方針において政策の方向性・視点として掲げる、

- ・「多様な主体との協働」
- ・「人権と多様性の尊重」
- ・「AI等ICTの積極的な活用」
- ・「統計データによる客観的証拠の重視」など、

すべての行政分野に通ずる事項を所管し、全庁の司令塔・旗振り役として、政策立案をはじめ、部局横断的な施策を推進する。

県 民 生 活 部

県民活動生活課 → 総合企画部
 エネルギー政策課 → 総合企画部
 文化振興課 → 文化スポーツ部
 人権施策推進課 → 総合企画部
 情報政策課 → 総合企画部
 統計課 → 総合企画部
 スポーツ局 → 文化スポーツ部

文 化 ス ポ ー ツ 部

文化振興課
 （新生美術館整備室）
 スポーツ局
 （交流推進室）
 （国体・全国障害者スポーツ大会準備室）

【ねらい】

文化とスポーツ行政に特化し、一層の意思決定の迅速化と取組の重点化・加速化を図る。

滋賀県部制条例新旧対照表

旧	新
<u>滋賀県部制条例</u> (部の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 総合政策部 総務部 県民生活部 琵琶湖環境部 健康医療福祉部 商工観光労働部 農政水産部 土木交通部 (部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (追加)	<u>滋賀県部等設置条例</u> (部等の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、<u>知事公室</u>および<u>次の部</u>を置く。 総合企画部 総務部 文化スポーツ部 琵琶湖環境部 健康医療福祉部 商工観光労働部 農政水産部 土木交通部 (部等の分掌事務) 第2条 <u>知事公室および部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>知事公室</u> ア <u>広報に関する事項</u>

(1) <u>総合政策部</u> ア 県行政の総合的な企画および調整に関する事項 イ 重要施策の企画および調査に関する事項 ウ 広報に関する事項 エ 防災に関する事項 (追加) (追加) (2) <u>総務部</u> ア～オ 省略 カ 条例の立案その他他の部の主管に属しない事項 (3) <u>県民生活部</u> ア 消費生活その他県民生活の向上に関する事項 イ 文化振興に関する事項 ウ 情報化に関する事項 エ 統計に関する事項 オ エネルギーに関する事項 カ スポーツに関する事項 (4)～(8) 省略 付則 省略	イ 防災に関する事項 (2) <u>総合企画部</u> ア 県行政の総合的な企画および調整に関する事項 イ 重要施策の企画および調査に関する事項 ウ 消費生活その他県民生活の向上に関する事項 エ 情報化に関する事項 オ 統計に関する事項 カ エネルギーに関する事項 (3) <u>総務部</u> ア～オ 省略 カ 条例の立案その他知事公室または他の部の主管に属しない事項 (4) <u>文化スポーツ部</u> (削除) ア 文化振興に関する事項 (削除) (削除) (削除) イ スポーツに関する事項 (5)～(9) 省略 付則 省略
---	---